

◎新潟県告示第357号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

信濃川水系通船川

信濃川水系栗ノ木川

信濃川水系鳥屋野川

信濃川水系鳥屋野潟放水路

信濃川水系鷺ノ木大通川

信濃川水系西大通川

信濃川水系矢川

信濃川水系弘川

信濃川水系茶屋川

信濃川水系藤内川

信濃川水系祓川

信濃川水系大森川

信濃川水系湯川

信濃川水系北湯川

信濃川水系出来津川

信濃川水系城川

落堀川水系落堀川

落堀川水系舟戸川

落堀川水系柴橋川

落堀川水系見透川

落堀川水系金山川

落堀川水系貝屋川

落堀川水系新金山川

落堀川水系下谷川

落堀川水系箱岩川

落堀川水系堀川

落堀川水系十文字川

落堀川水系大井川

落堀川水系今泉川

2 指定年月日

令和4年3月29日